

第1条(定義)

本会則は「Always Laughing」(以下、会社という)の会員ならびに会社が運営するすべての施設(以下本施設という)に入会される方に適用します。

第2条(目的)

本施設は、本施設の会員が本施設を構成するヨガカフェ、マインド&ボディスタジオを利用し、ココロとカラダの健康及び会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条(管理運営)

本施設は、Always Laughingの代表者が経営します。管理運営においては、それを行う事務所を各施設内におきます。

第4条(会員制)

1. 本施設は、会員制とします。ただし、ヨガカフェは会員以外も会員料金とは別に設定された会員以外料金を支払うことで利用できるものとします。
2. 会員制度についてはホームページ等に別途定めます。
3. 会員が本施設を利用するときは、施設受付にて会員証を提示、お預け頂きます。

第5条(入会資格)

本施設の入会資格は以下のとおりとし、本施設に入会登録いただける方とは、これらの全項目を満たす方とします。

- (1) 18歳以上の方。ただし、特別催事などの場合は18歳未満の方でも臨時的に施設利用を許可することがあります。
- (2) 本施設の利用に耐えうる健康状態であることを申告いただいた方。
- (3) 本会則に同意の上、身分証を提示いただいた方。身分証は、運転免許証、健康保険証、パスポート、外国人登録証の4点のいずれかとします。
- (4) 暴力団関係者でない方。
- (5) 過去に除名などの通告を受けていない方。
- (6) 日本語でコミュニケーションが取れる方。あるいは、日本語での各種サービスを受けることに支障のない方。
- (7) 本施設や他の会員に迷惑となる諸事情のない方。

第6条(入会手続き)

1. 本施設に入会しようとするときは、以下に定める手続きが必要です。
 - (1) 所定の申込書類により、入会手続きを行っていただきます。
 - (2) 会員区分に従って、第8条に定める諸費用等を本施設に区分いただきます。
2. 前項に定める入会手続きを行っていただいた場合でも、本施設による審査により入会が認められない場合があることを予めご了承ください。この場合は、すでに払込んだ諸費用等から、会員証発行に要した費用、その他本施設の損害を控除した残額を返還するものとします。
3. 未成年の方が入会しようとするときは、所定の申込書類により親権者の同意を得た上でお申込みいただきます。この場合、親権者は自らの会員資格の有無にかかわらず、本会則に基づく会員としての責任をご本人と連帯して負うものとします。
4. 前項の規定は、青年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第7条(会員証)

会社は入会手続きを行っていただいた後、会員証を発行し貸与いたします。会員は本施設を利用するときは会員証を必ず携帯し施設受付に提示、お預けいただけます。会員は会員資格を喪失した時は速やかに会員証を返還していただきます。やむを得ず返却できない場合は会員の責任において、切断するなど利用不能の状態にし処分していただきます。紛失した時は速やかに所定の方法で必ず再発行手続きをお取りいただきます。会員証は本人のみが使用することができ、他人に貸与、譲渡できません。

第8条(諸会費・諸料金)

1. 会員は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日で会社に納入しなければなりません。また、諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正などにより消費税率が変更される場合、適用日以降以降に該当する機関の諸会費・諸料金にかかる消費税について、前払い金を含め法改正の内容に従い、会員は会社が定めた方法で差額を負担するものとします。
2. 諸会費・諸料金の金額、支払期間、支払方法等は会社がこれを定めます。
3. 会員は、利用回数の有無にかかわらず、所定の退会手続きを完了した退会月迄は自らが所属する会員区分において必要となる諸費用のお支払いが必要となります。
4. 会社は本施設の運営上必要と判断した場合、または経済情勢などの変動に応じて、会員種類の改廃もしくは入会金・諸会費・諸料金等の金額を変更することができます。施設内の掲示、ホームページ等において告知するものとします。
5. いったん納入いただいた諸費用・諸料金は、法令の定め、または会社が認める場合を除き返還できません。

第9条(会員資格の取得)

第6条の入会手続きを行い、かつ会社が定める審査手続きが終了した時には、会社は会員証を発行するものとします。この会員証を受け取り、入会手続き時に定めた利用開始日が到来したときに、会員資格を取得したものとします。

第10条(退会)

1. 会員本人の都合による退会は、必ず本人が退会希望月の10日迄(休業日の場合は前営業日)に来店し所定の手続きを完了することにより、その月末で退会することができます。また、10日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。会員は退会月の会費を、退会手続きが月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。未払いのある場合は完納するまで退会手続きを完了することができます。会社は退会手続きが完了するまで、諸費用・諸料金を請求する権利を有します。
2. 代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は受け付けられません。但し、入院等により会員本人の来店による退会手続きが不可能な場合にはこの限りではありません。

第11条(会員資格の譲渡、相続、貸与)

会員は、如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡・相続または貸与することはできません。

第12条(会員の休会)

1. 会員本人の都合により1ヶ月以上の長期にわたり本施設を利用できない場合、本人が休会希望前月の10日迄(休業日の場合は前営業日)に来店し所定の手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより、最長3ヶ月間休会することができます。
2. 休会会員は、本人の申し出により当初休会予定日前に臨時復会することができます。復会月より所定の月会費をお支払いいただきます。また、1ヶ月以内の復会は休会の取り消しとなり、当該月会費のお支払いが必要となります。
3. 代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は受け付けられません。

第13条(諸手続き)

1. 会員は会員種類の変更を希望する場合、会社が定めた期日までに所定の書面により手続きを完了していただく必要があります。会社は、会員種類変更手続きが完了するまで、変更手続き完了以前の会員種類での所属とし、それにかかわる諸費用を請求する権利を有します。
2. 会員は入会手続きの際に登録した内容に変更があった場合、速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。また、その後に変更があった場合も同様とします。
3. 会社が会員宛に郵便物で通知する場合、会員からの届出のあった最新の住所宛に行き、発送をもって効力を有するものとし、不到達など以後の責を負いません。
4. 入会、退会、変更、休会、イベント申込み等の諸手続きは、すべて所属する店舗のみで行うことができます。但し、会社が認める場合はこの限りではありません。

第14条(ビジター)

1. 本施設には、ビジター制度はございません。
2. 入会手続きを必要としないイベントやスクール、パーソナルセッションなどのサービスについては、別途これを定めます。この場合も、本施設利用者には本会則を準用するものとします。この場合、本会則中「会員」を「施設利用者」と読み替えるものとします。

第15条(その他会員以外の施設利用)

会社は、特に必要と認められた場合には会員以外の方による本施設利用を認めることができます。

第16条(諸規則の遵守)

会員は、本施設利用にあたり、本会則および本施設内諸規則を順守し、本施設のスタッフ(以下「スタッフ」という)の指示に従っていただきます。

第17条(禁止事項)

会員は本施設内、本施設近隣地域において次の行為をしてはいけません。

- (1)他の会員を含む第三者(以下「他の方」という)やスタッフ、会社、本施設を誹謗、中傷すること。
- (2)他の方やスタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束するなどの暴力行為。
- (3)大声、奇声を発したり、他の方やスタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。物を投げる、壊す、叩く等、他の方やスタッフが恐怖を感じる危険な行為。本施設の諸施設、器具、備品の損壊や持ち出し。
- (4)他の方やスタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフに迷惑を及ぼす行為。
- (5)痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。本施設の秩序を乱す行為。
- (6)刃物など危険物の施設内の持ち込み。
- (7)物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- (8)高額な金銭、貴重品の施設への持ち込み。
- (9)その他、本施設が会員としてふさわしくないと認める行為。

第18条(会員に対する処分)

会員は、次の各号に該当する場合、会社はその会員に対して警告あるいは除名することができます。

- (1)第5条の入会資格を喪失したとき。
- (2)会社の会則および諸規則に違反したとき。
- (3)第17条で禁止されている行為を行ったとき。
- (4)第19条に該当したとき。
- (5)諸費用の支払いを連続して2ヶ月怠ったとき。
- (6)法令に違反したとき。
- (7)その他、会社が会員としてふさわしくないと認めたとき。

第19条(利用の禁止)

次の各号に該当するときは、施設利用を禁止します。この場合、法令の定めまたは会社が認める場合を除き、会員の支払い義務が軽減されたり免除されることはありません。

- (1)暴力団関係者であることが判明したとき。
- (2)一時的な筋肉のけいれんや意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
- (3)過去に会社より除名の通告を受けていたことが判明した場合。
- (4)第17条で禁止されている行為を行った場合。
- (5)その他、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき。

第20条(利用の制限)

次の各号に該当するときは、施設利用を制限します。この場合、法令の定めまたは会社が認める場合を除き、会員の支払い義務が軽減されたり免除されることはありません。

- (1)飲酒等により、正常な施設利用ができないと会社が判断するとき。
- (2)集団感染する恐れのある疾病を有することが判明したとき。
- (3)医師から運動を禁じられていることが判明したとき。
- (4)妊娠されていることが判明したとき。マタニティ参加可能プログラムは除く。
- (5)その他、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき。

第21条(会員資格喪失)

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- (1)第10条による退会手続きが完了したとき。
- (2)第18条により会社に除名されたとき。
- (3)会員本人が死亡されたとき。
- (4)第22条により会社の施設の全店の全てが閉鎖されたとき。
- (5)破産、民事再生、会社更生、会社清算の申し出があったとき。または、任意整理の申し出があったとき。

第22条(施設の一時的閉鎖および一時的休業)

次の各号に該当するときは、会社は本施設の全部または一部を閉鎖、もしくは休業をすることができます。予め予定されている場合には、原則として2週間前までに会員に対しその旨をホームページなどを通じて告知します。この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定めまたは、会社が認める場合を除き、会員の会費の支払い義務が軽減されたり免除されることはありません。

- (1)気象災害、その他外因的要因により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- (2)施設の増改築、修繕または点検により、やむを得ないとき。
- (3)定期休業等による場合。
- (4)その他、法令に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由により、やむを得ないと会社が判断したとき。

第23条(損害賠償責任免責)

会員が本施設を利用中、会員自身が受けた損害に対して、会社は会社に故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。会員自身の自己責任において本施設を利用するものとします。会員以外の利用がある場合も同様とします。また、会員同士の間が生じた係争やトラブルについても会社は、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

第24条(会員の損害賠償責任)

会員が本施設の利用中、会員の責に帰すべき理由により、会社または第三者に損害を与えたときはその会員が当該損害に関する責を負うものとします。会員以外の利用の場合も同様とします。

第25条(個人情報保護法)

会社は、保有する会員の情報を会社が別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

第26条(諸費用の変更および運営システムの変更)

1. 会社は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用および施設運営システムについて、会社が必要と判断したときには、これらを変更することができます。
2. 前項に定める諸費用および運営システムを変更するときは、会社は、1ヶ月前までに所属する会員にホームページ等にてこれを告知します。

第27条(会則の改定)

会社は、会則等を改定することができます。なお、改定を実施するときは、予め告知をするものとし、改定した会則等の効力は全会員に及ぶものとします。

第28条(告知方法)

本会則における会員への告知とは、ホームページ等での掲示とします。